

1 電気事業法施行令第 3 4 条等の規定に基づく
2 あっせん及び仲裁の状況の報告について

3
4 令和 8 年 4 月 2 0 日
5 電力・ガス取引監視等委員会事務局
6 総務課

7
8 (趣旨)

9 電気事業法施行令に基づく経済産業大臣に対する令和 7 年度のあっせん
10 及び仲裁の状況の報告を行う。

11 主なポイント

12
13 1. 電気事業法施行令第 3 4 条等に基づくあっせん及び仲裁の状況の報告
14 (案)

15 電気事業法施行令第 3 4 条及び電気事業法施行規則第 4 7 条の 7 (ガス事業法
16 施行令第 1 2 条及び熱供給事業法施行令第 5 条並びにガス事業法施行規則第 1
17 7 0 条及び熱供給事業法施行規則第 1 7 条において準用する場合を含む。) に
18 基づき、委員会は、経済産業大臣に対して、国の会計年度の経過後一月以内
19 に、当該会計年度中におけるあっせん及び仲裁の状況についての所定の事項を
20 報告しなければならない。令和 7 年度のあっせん及び仲裁の状況については、
21 あっせんとしないものとした事件が 1 件、あっせん中の事件が 1 件であったと
22 ころ、資料 3—1 のとおり報告を行う。

23 ＜参考＞あつせん及び仲裁の状況の報告について（関連規定）

24
25 **電力・ガス取引監視等委員会令**

26 （委員会の運営）

27 **第四条** この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し
28 必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

29
30 **電気事業法**

31 （あつせん）

32 **第三十五条** 電気供給事業者間において、電力の取引に係る契約その他の取決
33 めであつて政令で定めるもの（以下この項及び次条第一項において「契約
34 等」という。）について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず
35 他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結
36 に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目につ
37 いて当事者間の協議が調わないときは、当事者は、電力・ガス取引監視等委
38 員会（以下この節において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請する
39 ことができる。ただし、当事者が第二十五条第二項（第二十七条の十二の十
40 三及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請
41 又は次条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

42 2 委員会は、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めると
43 き、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせんの申請をしたと認めるとき
44 を除き、あつせんを行うものとする。

45 3 委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員（委員会があらかじめ
46 指定する者に限る。次条第三項において同じ。）のうちから委員会が事件
47 ごとに指名するあつせん委員が行う。

48 4 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事
49 件が解決されるように努めなければならない。

50 5 あつせん委員は、当事者から意見を聴取し、又は当事者に対し報告を求
51 め、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示すること
52 ができる。

53 6 あつせん委員は、あつせん中の事件について、当事者が第二十五条第二項
54 （第二十七条の十二の十三及び第三十二条において準用する場合を含む。）の
55 規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をしたとき
56 は、当該あつせんを打ち切るものとする。

57
58 （仲裁）

59 **第三十六条** 電気供給事業者間において、契約等の締結に関し、当事者が取得
60 し、又は負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わ
61 ないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができ
62 る。ただし、当事者が第二十五条第二項(第二十七条の十二の十三及び第三
63 十二条において準用する場合を含む。)の規定による裁定の申請をした後
64 は、この限りでない。

65 2 委員会による仲裁は、三人の仲裁委員が行う。

66 3 仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて
67 選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定が
68 なされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名
69 する。

70 4 仲裁については、この条に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲
71 裁人とみなして、仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)の規定を準用する。

72

73 (政令への委任)

74 **第三十七条の二** この節に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手續に関
75 し必要な事項は、政令で定める。

76

77 **電気事業法施行令**

78 (あつせん及び仲裁の状況の報告)

79 **第三十四条** 委員会は、経済産業大臣に対し、経済産業省令で定めるところに
80 より、あつせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

81

82 **電気事業法施行規則**

83 (あつせん及び仲裁の状況の報告)

84 **第四十七条の七** 令第三十四条の規定による報告は、国の会計年度の経過後一
85 月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとし
86 る。

87 一 あつせん及び仲裁の申請件数

88 二 あつせんをしないものとした事件及びあつせんを打ち切った事件の件数

89 三 あつせんにより解決した事件の件数

90 四 仲裁判断をした事件の件数

91 五 その他電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)の事務に
92 関し重要な事項

93 **ガス事業法**

94 (電力・ガス取引監視等委員会によるあつせん及び仲裁)

95 **第百七条** ガス事業者及びガス事業者(ガス製造事業者を除く。)に対するその
96 ガス事業の用に供するためのガスの供給を行う事業を営む者(第三項におい
97 て「ガス事業者等」という。)の間において、ガスの取引に係る契約その他
98 の取決めであつて政令で定めるもの(以下この条において「契約等」とい
99 う。)について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方
100 が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関し、
101 当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について当事
102 者間の協議が調わないときは、当事者は、電力・ガス取引監視等委員会(以
103 下この条において「委員会」という。)に対し、あつせんを申請することが
104 できる。ただし、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請又は第
105 三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

106 2 電気事業法第三十五条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんに
107 準用する。この場合において、同条第三項中「次条第三項」とあるのは「ガ
108 ス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第百七条第四項において準用する次
109 条第三項」と、同条第六項中「第二十五条第二項(第二十七条の十二の十三
110 及び第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による裁定の申請又
111 は次条第一項」とあるのは「ガス事業法第八十五条第四項の規定による裁定
112 の申請又は第百七条第三項」と読み替えるものとする。

113 3 ガス事業者等の間において、契約等の締結に関し、当事者が取得し、又は
114 負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないとき
115 は、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただ
116 し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限
117 りでない。

118 4 電気事業法第三十六条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁に準用
119 する。

120 5 第一項又は第三項の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申
121 請は、経済産業大臣を経由してしなければならない。

122

123 (政令への委任)

124 **第百八条** 前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手續に関し必要な
125 事項は、政令で定める。

126

127 **ガス事業法施行令**

128 (電気事業法施行令の準用)

129 第十二条 電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)第二十六条から第三
 130 十五条までの規定は、法第七十条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁に
 131 ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同
 132 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも
 133 のとする。

第二十六条第一項	法第三十五条第一項	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第七十条第一項
第二十六条第二項	法第三十五条第二項	ガス事業法第七十条第二項において準用する法第三十五条第二項
第二十八条	法第三十六条第三項	ガス事業法第七十条第四項において準用する法第三十六条第三項
第二十九条第一項	法第三十六条第一項	ガス事業法第七十条第三項
第三十条	法第三十六条第三項ただし書	ガス事業法第七十条第四項において準用する法第三十六条第三項ただし書
第三十一条第二項	法第三十六条第三項	ガス事業法第七十条第四項において準用する法第三十六条第三項

134

135 **ガス事業法施行規則**

136 第七十条 電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第四十七
 137 条の五から第四十七条の十までの規定は、法第七十条第一項のあつせん及び
 138 同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲
 139 げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる
 140 字句に読み替えるものとする。

第四十七条の五第一項	令第二十六条	ガス事業法施行令(昭和二十九年政令第六十八号)第十一条において読み替えて準用する令第二十六条
	令第三十一条第二項	ガス事業法施行令第十一条において読み替えて準用する令第三十一条第二項

第四十七条の五第二項 及び第四十七条の六	令	ガス事業法施行令第十一条に おいて読み替えて準用する令
第四十七条の七	令	ガス事業法施行令第十一条に おいて準用する令
第四十七条の八第一項	法第三十五条第一項	ガス事業法(昭和二十九年法律 第五十一号)第七百七条第一項
	様式第四十	様式第八十
第四十七条の九第一項	法第三十六条第一項	ガス事業法第七百七条第三項
	様式第四十の二	様式第八十一
第四十七条の九第三項	法	ガス事業法
第四十七条の十	法第三十五条第一項	ガス事業法第七百七条第一項
	法第三十六条第一項	同条第三項

141

142

143

熱供給事業法

144

(電力・ガス取引監視等委員会によるあつせん及び仲裁)

145

第十九条の二 熱供給事業者と当該熱供給事業者に対するその熱供給事業の用

146

に供するための加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気に係る熱供給(以

147

下この条において「卸熱供給」という。)を行う事業を営む者との間におい

148

て、卸熱供給に関する契約その他の取決め(以下この条において「契約等」

149

という。)について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の

150

一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関

151

し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について

152

当事者間の協議が調わないときは、当事者は、電力・ガス取引監視等委員会

153

(以下この条において「委員会」という。)に対し、あつせんを申請すること

154

ができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、こ

155

の限りでない。

156

2 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十五条第二項から第六項ま

157

での規定は、前項のあつせんに準用する。この場合において、同条第三項中

158

「次条第三項」とあるのは「熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第

159

十九条の二第四項において準用する次条第三項」と、同条第六項中「第二十

160

五条第二項(第二十七条の十二の十三及び第三十二条において準用する場合

161

を含む。)の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは「熱供給事

162

業法第十九条の二第三項」と読み替えるものとする。

- 163 3 熱供給事業者と当該熱供給事業者に対して卸熱供給を行う事業を営む者と
 164 の間において、契約等の締結に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金
 165 額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の
 166 双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。
- 167 4 電気事業法第三十六条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁に準用
 168 する。
- 169 5 第一項又は第三項の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申
 170 請は、経済産業大臣を経由してしなければならない。

171

172 (政令への委任)

173 **第十九条の三** 前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手續に関し必
 174 要な事項は、政令で定める。

175

176 **熱供給事業法施行令**

177 (電気事業法施行令の準用)

178 **第五条** 電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)第二十六条から第三十
 179 五条までの規定は、法第十九条の二第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁
 180 について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中
 181 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える
 182 ものとする。

第二十六条第一項	法第三十五条第一項	熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第十九条の二第一項
第二十六条第二項	法第三十五条第二項	熱供給事業法第十九条の二第二項において準用する法第三十五条第二項
第二十八条	法第三十六条第三項	熱供給事業法第十九条の二第四項において準用する法第三十六条第三項
第二十九条第一項	法第三十六条第一項	熱供給事業法第十九条の二第三項
第三十条	法第三十六条第三項ただし書	熱供給事業法第十九条の二第四項において準用する法第三十六条第三項ただし書

第三十一条第二項	法第三十六条第三項	熱供給事業法第十九条の二第四項において準用する法第三十六条第三項
----------	-----------	----------------------------------

183

184 **熱供給事業法施行規則**

185 (電気事業法施行規則の準用)

186 **第十七条 電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第四十七条**

187 の五から第四十七条の十までの規定は、法第十九条の二第一項のあつせん及

188 び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に

189 掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲

190 げる字句に読み替えるものとする。

第四十七条の五第一項	令第七条	熱供給事業法施行令(昭和四十七年政令第四百二十号)第五条において準用する令第七条
	令第十二条第二項	熱供給事業法施行令第五条において読み替えて準用する令第十二条第二項
第四十七条の五第二項及び第四十七条の六	令	熱供給事業法施行令第五条において読み替えて準用する令
第四十七条の七	令	熱供給事業法施行令第五条において準用する令
第四十七条の八第一項	法第三十五条第一項	熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第十九条の二第一項
	様式第四十	様式第十二
第四十七条の九第一項	法第三十六条第一項	熱供給事業法第十九条の二第三項
	様式第四十の二	様式第十三
第四十七条の九第三項	法	熱供給事業法
第四十七条の十	法第三十五条第一項	熱供給事業法第十九条の二第一項
	第三十六条第一項	同条第三項

191